

令和4年12月14日

宗像市議会
議長 神谷 建一 様

総務常任委員会
委員長 井浦 潤也

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第78号議案 宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、条例を制定するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法が統合されたことを受けて、新たに条例を制定するもの。法改正により、個人情報の取扱いについては全国的な共通ルールを規定し、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化される。
- 2 個人情報の定義、個人情報の取扱い、個人情報ファイル簿の作成・公表及び開示請求等の手続の主要部分は法の規定が適用されるが、本市が独自に条例により定める主な事項は次のとおり。
 - (1) 開示等請求の手数料
現在は、開示等請求の手数料は無料であることに鑑み、今後も手数料については無料とする。
 - (2) 開示、訂正、利用停止の手続
現在は、開示等請求日の翌日から14日以内に決定することとなっていることに鑑み、今後も決定の期限は14日以内とする。
 - (3) 審議会等への諮問
条例、規則、その他の個人情報の取扱いに関する要領等を改廃する場合には、宗像市情報公開・個人情報保護制度運営審議会に諮問する。
 - (4) 行政機関等匿名加工情報の利用手数料
匿名加工情報の提案制度の活用は、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体については任意であることから、本市では匿名加工情報の運用は見送り、手数料についても規定しない。
 - (5) 要配慮個人情報の内容
要配慮個人情報について地域の特性に応じた特段の定めは設けず、法律の定義と同様とする。

【意見】

(反対意見)

・国の法改正は、地方自治体の裁量をほとんど認めない地方自治の侵害であり、自治体が独自に行ってきた個人情報保護の水準を後退させるものである。匿名加工情報制度の導入を見送ったことは評価するが、当該制度は個人情報保護に逆行しており、許容できない。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第 79 号議案 宗像市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

行政手続等に係る関係者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、市民生活の向上に寄与するため、条例を制定するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 行政手続ごとに条例を改正する場合、手続が煩瑣^{はんさ}になること及び将来にわたり条例改正作業が必要になることから、各手続に共通する事項を定める通則方式により、行政のデジタル化に関して必要な法制上の対応を行う。これにより、個別に条例等を改正することなく、オンラインでの行政手続が可能となる。
- 2 条例により定める主な事項は次のとおり。
 - (1) 電子情報処理組織による申請等
各条例等において書面で行うこととされている申請等について、オンラインでの申請等も可能とする。また、署名については電子署名で代替可能とし、手数料等の支払いについても電子納付（キャッシュレス決済）も可能とする。
 - (2) 適用除外
オンライン化、デジタル化に適さない事由がある手続については、本条例の適用対象外とする規定を設ける。対面での本人確認が必須である手続や、対象者が書面を備えておくことが必要な手続等が対象となる。
 - (3) 添付書類等の省略
条例等で書類の添付を要するとされる行政手続について、市の機関等が添付書類の情報を入手し、または参照することができる場合には、添付を要しないこととする。
 - (4) オンライン化される手続等の告示
オンライン申請等が可能な行政手続については、手続一覧としてインターネット上で公表する。

【意見】

(賛成意見)

- ・行政の効率化及び市民の利便性を求めながらも、弱者に配慮した条例制定を評価する。
- ・市民の利便性向上を目的としながらも、全ての手続をオンライン化するのではなく、弱者にも配慮した制度運用を行うことを評価する。

(反対意見)

- ・デジタル化の推進による窓口での相談業務等の廃止・縮小が懸念される。国は、全ての行政手続のオンライン化を推進する姿勢であるが、それによって市民サービスの後退が発生し、取り残される市民が生じかねない。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第 80 号議案 機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例について

本市の組織機構の見直しに伴い、関係条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 組織機構改編による部や課の創設等に伴い、関係する条例を改正する。今後 4 年間の市政運営を見据え、施政方針に示される政策課題に対応するための組織改編を中心に行う。

2 組織機構改編の概要

(1) 環境部の創設

現行の市民協働環境部から環境政策に関する部門を切り分け、環境部を創設する。環境部には、環境課及び環境課から脱炭素社会推進室を切り分けて新たに脱炭素社会推進課を設置し、脱炭素社会の推進に努める。また、都市整備部から下水道課を、経営企画部から宗像地区事務組合の所管を移管することで、上下水道を含めた市民の生活環境と脱炭素社会推進等の環境保全に関する政策を一体的に進めていく。市民協働環境部については、市民協働部に名称を変更し、総務部から市民課を移管する。

(2) 子ども子育て部の創設

現行の教育子ども部から子ども政策に関する部門を切り分け、子ども子育て部を創設する。子ども子育て部には、子ども育成課、子ども支援課のほかに、従来の子ども家庭課に子ども相談係を加えた子ども家庭センターを設置することで子どもの相談機能を強化する。また、子ども育成課に子ども政策係を設置し、子ども政策全般の企画立案機能の強化を図る。なお、教育子ども部については、教育部に名称変更し、教育政策課内に新たに地域教育連携室を設け、コミュニティ・スクールの推進やグローバル人材育成に取り組むほか、学校整備プロジェクト室内にG I G A・教育改革係を新設し、G I G Aスクール構想のさらなる推進や、部活動改革をはじめとした様々な教育改革を推進する。

(3) 産業振興部の再編

経営企画部からふるさと寄附に関する業務を移管し、産業振興部内にふるさと寄附推進課を設置する。また、商工観光課を産業政策課に名称変更し、総務部から企業誘致の業務を移管する。これらによる産業振興部の役割増大を見込んで、新たに農林水産担当部長を配置し、本市の産業振興に重点的に取り組む。

(4) 総務部の再編

秘書政策課に広報政策係を設置し、シティプロモーションや企業連携等を推進する。人材育成の重要性を鑑み、人事課に人材育成係を設置する。また、総務課からデジタル化推進室を切り分け、デジタル推進課を設置する。

(5) 経営企画部の再編

経営企画課から行革アセットマネジメント推進室を、財政課から管財係をそれぞれ切り分け、アセットマネジメント推進課を設置する。なお、経営企画課の行革部門は、行政改革係として財政課に移管する。総務部から契約検査課を移管し、財政部門との連携を強化する。

(6) 健康福祉部の再編

福祉課を福祉政策課に、福祉総務係を保健福祉政策係に名称変更し、社会福祉法の改正による重層的支援体制整備事業を戦略的に推進する。

(7) 都市整備部と都市再生部の再編

建築課を都市再生部から都市整備部へ移管し、都市計画課を都市整備部から都市再生部へ移管する。これにより、都市整備部では公共施設やインフラ等の効率的な整備と維持に重点

的に取り組み、都市再生部では都市計画も含めた市街地の活性化やにぎわいのある都市づくりを推進する。

- 3 今回の組織機構改編により、10部50課（うち9室）85係から12部50課（うち5室）85係となる。

【意見】

（賛成意見）

- ・生涯学習等の社会教育に関する業務を教育政策課へ集約したことは、社会総がかりで子どもを見守り、育てていく姿勢の表れであり、子ども子育て部の創設と合わせて評価する。また、市民に寄り添う人材を育成するため、人事課に人材育成係を設置することを評価する。
- ・市長選挙後の大規模な機構改編ということで、住民ニーズに沿う形で機能的に組織改編が行われることを評価する。企業誘致に関しては、産業振興部に移管されたことにより、大型の企業誘致と合わせて中小企業とも連携しながら取り組んでほしい。教育部に多くの業務が集約されることで当該フロアが手狭になることが予測されるため、職員に配慮した環境整備を要望する。
- ・脱炭素社会の推進を重点的に進めていくのであれば、環境部の事務分掌として脱炭素社会推進に関する事務が明記されるべきである。市長の方針や肝煎りの政策が見える改正を要望する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第81号議案 宗像市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

第82号議案 市長等の給与及び旅費に関する条例及び宗像市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

この2議案は、令和4年の人事院の職員の給与の改定に関する勧告を受け、職員の給与に関する条例等の一部を改正するものである。関連があるため、一括して審査を行った。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 職員の初任給、若年層の職員及び船員に重点を置いた給与の引上げを行う。
- 2 一般職の勤勉手当を令和4年12月は0.1月分引き上げ、令和5年度以降は6月と12月をそれぞれ0.05月分引き上げる。再任用職員及び任期付き職員の勤勉手当を令和4年12月は0.05月分引き上げ、令和5年度以降は6月と12月をそれぞれ0.025月分引き上げる。
- 3 三役及び議員の期末手当を令和4年12月は0.05月分引き上げ、令和5年度以降は6月と12月をそれぞれ0.025月分引き上げる。
- 4 職員分は給料、勤勉手当、共済費等で3,387万8千円、三役分は期末手当と共済費で31万3千円、議員分は期末手当で53万9千円程度の増額となる。

〔第81号議案〕

【意見】

（賛成意見）

- ・若年層の給与引上げは子育て世帯の支援にもつながるため評価する。また、船員の給与引上げ

についても他の海運業界との賃金格差の是正や船員確保につながることを期待する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

〔第82号議案〕

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第 83 号議案 宗像市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

第 84 号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

この2議案は、国家公務員法等の改正により国家公務員及び地方公務員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、宗像市職員の定年等に関する条例等の一部を改正するものである。関連があるため、一括して審査を行った。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 令和5年度から、定年年齢を2年に1歳ずつ段階的に引き上げることに伴い、次のとおり制度を整備する。
 - (1) 60歳に達した管理監督職の職員は、非管理監督職へ降任する制度を導入する。
 - (2) 60歳に達した職員の給与については、61歳に達する年度から基本給を7割支給とする。
 - (3) 退職手当については、60歳以降の定年前に退職した職員も、定年退職と同率で退職手当を算定する。
 - (4) 60歳以降の定年前に退職した職員を短時間勤務職員として再任用する制度を導入する。
- 2 60歳以降も勤務する場合は、継続して職員として勤務するか、一度退職し定年前再任用短時間勤務職員として再任用されるかを選択できる。なお、定年年齢の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、暫定再任用職員として65歳まで勤務が可能である。

〔第83号議案〕

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

〔第84号議案〕

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 85 号議案 宗像市手数料条例の一部を改正する条例について

個人番号カード利用による証明書等の交付手数料を減額するに当たり、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 個人番号カード（マイナンバーカード）の取得及び利用促進並びに市民サービスの向上を図るため、マイナンバーカードを利用して住民票等の証明書をコンビニ等で取得できるコンビニ交付サービスの手数料について、以下のとおり期間限定で減額する。
 - (1) 期間 令和5年1月4日から令和6年3月31日までの1年3か月間
 - (2) 対象となる証明書 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書、戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写し
 - (3) 減額後の手数料 一律100円
- 2 手数料の減額に伴う手数料収入の影響額は、令和4年度は約91万6千円減収、令和5年度は約417万円減収する見込みである。なお、コンビニ交付サービスの実施に際し、市はコンビニ等へ1件当たり117円の手数料を支払っている。今回の減額により、市は1件当たり17円を負担することとなるが、令和4年度の負担分は、国の地方創生臨時交付金で補填する。

【意見】

(賛成意見)

- ・マイナンバー制度の導入は時代の流れに即したものであり、マイナンバーカードの活用により様々な給付がスムーズに行われれば、結果的に市民サービスの向上につながるため、本市の大胆な施策によるマイナンバーカードの普及率の向上の取組を評価する。

(反対意見)

- ・マイナンバー制度は、個人への給付を抑制して国の財政や大企業の負担を減らすことを狙いとするものであり、根本的に制度の是非を問い直すべきである。今回の手数料引下げは、マイナンバーカードの普及促進の誘導策として、カード交付率の自治体間競争をあおるだけのものであり、評価できない。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第 86 号議案 宗像市学童保育所条例の一部を改正する条例について

日の里西小学校学童保育所の入所児童増加により新たに学童保育所を設置することに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 現在の日の里西小学校学童保育所の専用区画面積では、受入児童数は72人が上限であるが、児童数の増加により、慢性的に登所児童数が72人を超える状況にあるため、令和5年度から新たに日の里西小学校第2学童保育所を設置するもの。

2 設置場所は、日の里西小学校の余裕教室を予定しているが、詳細については、日の里西小学校との協議を経て決定する。

【意見】

(賛成意見)

- 全国的に学童保育所が学校の敷地内にないところも多い中で、本市では学校の敷地内に設置し、共働き世帯やひとり親世帯が安心して預けられる環境を整備していることを評価する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。